

肺炎と肺炎球菌予防接種について

観音寺市健康増進課予防係

下記の事項をよく読んで、予防接種を受けてください。

1. 定期予防接種対象者

○接種日に観音寺市の住民票があり、過去に23価肺炎球菌予防接種を受けたことがない下記の者

- ① 接種時に65歳の者
- ② 接種時に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者(身体障害者手帳1級相当)

2 肺炎球菌性肺炎について

肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。

肺炎はわが国の死亡原因の第5位となっています。また、日常的に生じる成人の肺炎のうち25～40%は肺炎球菌が原因と考えられています。

3. 肺炎球菌予防接種について

肺炎球菌には100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「23価肺炎球菌ワクチン」はそのうちの23種類の血清型を予防の対象としたワクチンです。この23種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症の原因の約6割～7割を占めるという研究結果があります。

※侵襲性感染とは本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから検出される感染症のことをいいます。

ワクチンの持続効果は個人差はありますが、健康な人では少なくとも接種後5年間は効果が続くといわれており、インフルエンザワクチンのように毎年接種する必要はありません。接種時期については、1年中どの時期に接種しても構いません。

4. 肺炎球菌予防接種の副反応

接種後の副反応の主なものは注射部位の局所反応で、注射部位の痛み72.3%、赤くなる26.2%、腫れ23.1%、頭痛6.2%などで、日常生活に差し支えるほどのものではなく、通常1～2日で消失します。

5. 予防接種を受けることができない人

次のいずれかに該当すると認められる場合には、接種を行ってはいけません。

- ① 明らかな発熱を呈している人
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③ 本剤の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな人
- ④ その他、①～③に該当しなくても医師が不適当な状態と判断した人

6. 予防接種を受ける際、担当医師とよく相談しなくてはならない人

健康状態及び体質を勘案し、次のいずれかに該当すると認められる場合には、注意して接種しなければいけません。

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな人
- ② 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人

- ③ 過去にけいれんの既往のある人
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ 本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人

7. 予防接種後の注意

- ① 予防接種を受けた日はいつも通りの生活をし、大量の飲酒や激しい運動は避けてください。
- ② 予防接種をした部分が赤くなったり、腫れたり、痛んだり、軽い発熱などが起きることがあります。もし、局所の異常な反応や体調の変化、高熱、けいれん等の症状が生じた場合には速やかに医師の診察を受けてください。

8. その他

- ① 肺炎球菌とインフルエンザの両方のワクチンを接種することで、より高い肺炎予防効果が得られます。
- ② 脾臓を摘出された方は、保険適応で接種することができます。
- ③ 「13 価肺炎球菌ワクチン」「15 価肺炎球菌ワクチン」「20 価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある場合でも、23 価肺炎球菌ワクチンを定期接種することができます。

9. 予防接種健康被害救済制度について

高齢者肺炎球菌予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には救済が受けられます。

給付の種類は、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料があり、健康被害の程度に応じて法律で定められた金額が支給されます。ただし、その健康被害が予防接種によるものかどうか、国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付されます。

申請に必要な手続きなどについては、観音寺市健康増進課へお問い合わせください。

お問合せ先： 観音寺市健康増進課 予防係 ☎(0875)－23－3927